

国都街第127号
令和3年3月12日

公益社団法人立体駐車場工業会会長 殿

国土交通省都市局街路交通施設課長
(公印省略)

機械式駐車設備の適切な維持管理に向けた対策の検討について（要請）

機械式駐車設備については、これまで、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」や、「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」等に基づく安全対策を進めてきたところです。

今般、消費者安全調査委員会に事故等原因調査等の申出のあった3件の機械式駐車設備における事故について、国土交通大臣宛に「消費者安全法第33条の規定に基づく意見（令和3年2月18日付消安委第28号）」が出されました。

同意見書では、機械式駐車設備の維持管理や所有者等への情報提供のあり方等について指摘がなされているところ、機械式駐車設備の一層の安全性向上を図るため、貴会において、下記の事項について検討・実施いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 「機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準」のうち、ワイヤーロープの強度及び安定性に関する基準を設備の動作によって定常的に発生する引張力も踏まえたものとする
こと及びワイヤーロープの安全率に疲労損傷要素を加えることについて検討し、その結果を踏まえて必要な見直しを行うこと。
2. 定期交換を推奨する機器等のうち、経年劣化による不具合の発生が生命身体事故につながる可能性が高いものについて、適切な交換周期と、交換が行われない場合のリスクについて、所有者・管理者・保守点検事業者に適切に伝達するための製造者の取組について検討すること。その際、前面ゲート等による人の隔離がなされていない装置については、優先的な対応を行うものとする。
3. 不具合の発生が生命身体事故の要因となることが想定される機器等について、今後策定予定の「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」の解説書等において、より具体的な保守点検項目や判断基準を記載すること。また、保守点検事業者の選定にあたっては、同指針を適切に理解しているかについて確認すべき旨についても記載すること。

4. 機器等の劣化状況と交換の必要性を所有者・管理者にわかりやすく示すことができるよう、所有者・管理者等への保守点検結果の伝達方法について検討すること。
5. 機械式駐車設備の設置にあたって、現在、製造者から発注者に対して当該設備の長期保全計画（機器等の設計耐用年数を含む）を提出しているものと承知しているが、これを引き続き徹底するとともに、当該設備の保守点検事業者や所有者・管理者等から問い合わせがあった場合には、長期保全計画の内容について適切に情報提供を行うよう、会員各社に要請すること。

<担当者連絡先>

国土交通省都市局街路交通施設課 田畑・花房
電話 03-5253-8416（直通）